

サーキュラービジネス主流化促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和5年7月18日 5都環公共サ第209号

(通則)

第1条 サーキュラービジネス主流化促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 本補助金は、サーキュラービジネス主流化促進事業実施要綱（令和5年6月5日付4環資計第781号）（以下「実施要綱」という。）第3に規定する事業の実施に当たり、プラスチックごみや食品ロスの削減に効果があり、都民の行動変容並びにサーキュラーエコノミーの実現に資する機器及びシステムを導入する事業者等を公募し、当該機器及びシステムの普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第2に定めるところとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 本補助金の交付対象者は、次の各号に該当するものとし、本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。なお、補助要件等は別紙1に定める。

(1) 中小企業等の法人格を有する団体又は任意団体等であること。

「任意団体」とは、法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体をいう。

ア 定款に類する規約等を有し、次のイからエまでについて明記されていること。

イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

(2) 本補助金の交付対象となる機器又はシステム（以下「補助対象機器等」という。）の導入に係る経費について、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(3) 次の各号のいずれにも該当しないものであること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(4) 補助対象事業の完了後、サーキュラービジネスの主流化についての効果測定調査に協力できること。

(5) 対象機器の普及啓発及び情報発信について東京都（以下「都」という。）と協力できること。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、商品、サービスとして販売されている補助対象機器等の導入であって、都

民がサーキュラービジネスを実際に体感できることなどにより、都民の行動変容が期待できる事業とする。なお、補助対象機器等の要件は別紙2に定める。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条に定める者が行う補助対象機器等の導入に係る経費であって、以下に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(1) 機器

- ア 導入費 購入費、運搬費、調整費及び据付費をいう。
- イ 運用費 機器の運転・稼働に必要な燃料、定期点検その他の維持管理に要する費用で、算出が可能なものをいう。

(2) システム

- ア 導入費 システムの導入に必要な費用（アプリケーションの入会費等）をいう。
- イ 運用費 システムの運用に必要な利用料で、算出が可能なものをいう。

(補助金の交付額)

第7条 本補助金の交付額は、補助対象経費（1つの補助対象事業において複数の補助対象機器等を導入する場合にあっては、当該機器等に係る合計額）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助対象事業者ごとに100万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は、公募に当たり必要な事項を定めた公募要項を策定し、補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、サーキュラービジネス主流化促進事業申請書（第1号様式）に関係書類を添えた書類一式（以下「申請書等」という。）を、その定める期日までに公社に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 公社は、前条第2項の申請書等の提出を受けたときは、その内容を調査の上、別に定める審査要領（以下「要領」という。）に基づき、都の職員、学識経験者等で構成する審査委員会において審査を実施し、補助対象事業を決定する。なお、選定予定件数は、20件とする。

2 公社は、要領に基づき実施した審査の結果を踏まえ、補助金の交付が必要かつ適切と認められるものについて、5環資計第97号付サーキュラービジネス主流化促進事業に係る出えん契約書第5条に基づく実施計画変更承認申請書を作成し、東京都知事に承認申請する。

3 公社は、前項による承認があったときは、補助金の交付が必要かつ適切と認められた事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助金交付決定通知書（第2号様式）をもって、速やかに補助金の交付の決定を通知するものとする。なお、不交付とする場合にあつては補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 公社は、交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消等)

第10条 補助対象事業者は、前条第3項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届（第4号様式）を公社に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも

辞退届を提出するものとする。

- 2 公社は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 3 前項の規定により措置した場合は、公社は速やかに当該措置の内容を補助対象事業者に通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第11条 補助対象事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。ただし、公社、国、都道府県又は区市町村等の実施する他の補助事業と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助事業の内容又は経費の配分変更等)

第12条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（第5号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の内訳を変更しようとするとき。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。また、補助金の額の増額は承認しないものとする。

- 2 公社は、前項の承認には必要に応じて条件を付すこと及びこれを変更することができる。
- 3 補助対象事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更又は新会社等の設立等をしたときは、変更届（第7号様式）を速やかに公社に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第13条 補助対象事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、補助事業の遂行が困難となったとき又は事業計画で定めた目標の達成が困難となったときは、速やかに遅延（事故）報告書（第8号様式）を公社に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了したときは、速やかに補助事業実績報告書（第9号様式）を公社に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 公社は、前条による補助事業実績報告書を受領し、その内容を審査する。その報告に係る補助事業の成果及び内容等を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額の範囲内で補助金の額を確定し、当該補助対象事業者に補助金確定通知書（以下「確定通知書」という。）（第10号様式）をもって、通知する。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助対象事業者に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。
- 3 前項の命令により補助対象事業者が必要な処置をしたときは、前条の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による交付すべき補助金の確定額は、第6条の補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる）と補助限度額とのいずれか低い額とする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助対象事業者は、前条により確定通知書を受領したときは、補助金請求書（第11号様式）を速やかに公社に提出するものとする。

2 公社は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第17条 公社は、補助対象事業者等が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、必要に応じて、条件を付し、不正の内容、補助対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

(1) 補助対象事業者が都内で実質的に補助事業を行っている実態がないと認められるとき。

(2) 補助対象事業者又は補助事業に係る外注先の事業者その他補助事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。

(3) 前2号に定めるほか、補助対象事業者が申請要件を満たしていない事実が判明したとき。

(4) 補助対象事業者が偽り、隠匿その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で本来受領する補助金を偽ることを含む。）。

(5) 補助対象事業者が補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

(6) 補助対象事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他関係法令に違反したとき。

(7) 補助事業の実施場所において補助事業の活動実態がないと認められるとき。その他補助事業について交付決定又は変更等の内容と異なる事実が認められたとき。

(8) 前各号に定めるほか、公社が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 補助対象事業者は、第9条第3項に基づき通知する補助金交付決定通知書及び公社が別に定める公募要項に付された条件を遵守しなければならない。これを遵守しない場合、第15条に定める補助金の額の確定において所要の措置を講じ、又は第1項の規定に基づき交付決定の全部若しくは一部を取消すことがある。

4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 公社は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助対象事業者に補助金が交付されているときは、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 公社は、第17条及び前条の規定により、補助対象事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させることができる。

2 前項において補助金の返還を命じられた者が、納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（補助金返還金及び違約加算金の合計

額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満は除く。)を納付させることができる。

- 3 公社は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、東京都と協議の上、加算金又は延滞金を免除又は減額することができる。
- 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理)

第21条 補助対象事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

(財産の管理及び処分)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等の管理及び処分(本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければならない。

(1) 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において、善良な管理者の注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。

(2) 助取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第12号様式)により公社の承認を受けること。

- 2 公社は、前項第2号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、補助対象事業者に対し、補助金等交付対象財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日26都環公総地第6号)32に定める方法により算出した額(以下「算出金」)を請求するものとする。
- 3 補助対象事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、補助対象事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに取得財産等処分承認通知書(第13号様式)により、通知するものとする。

(職員の調査等)

第23条 公社は、補助対象事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第24条 公社は、本補助金の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以

下「個人情報等」という。)については、本補助金の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本補助金の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、本補助事業の実施に関し必要な事項は公社が別に定めるものとする。

附 則 (令和5年7月18日付5都環公共サ第209号)

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

サーキュラービジネス主流化促進事業補助金に係る補助要件等

- 1 補助金の交付対象者は、以下により確認できること。
 - （1）法人の登記事項証明書（原本）（任意団体及び個人事業主を除く）
 - （2）定款若しくは寄附行為又はこれらに代わる書面（写し）（個人事業主を除く）
 - （3）過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）
- 2 事業税等を滞納（分納）していないこと。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写し等を提出すること。
- 3 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- 4 過去に公社、国、都道府県又は区市町村等から補助を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- 5 過去に公社から補助金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- 6 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- 7 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。その他、連鎖販売取引業、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- 8 東京都の政策・方針にそぐわないと判断されるものではないこと。
- 9 その他、公社が公的資金の補助先として適切でないと判断されるものではないこと。

サーキュラービジネス主流化促進事業補助金に係る補助対象機器等の要件

補助対象機器等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 都内に導入又は都内で利用されるものであること。
- (2) プラスチックごみや食品ロスの削減に効果があり、都民の行動変容及びサーキュラーエコノミーの実現に資する機器又はシステムであること。なお、システムとは、フードシェアリングサービスなどのアプリケーションを指す。
- (3) 補助対象事業者がその所有権（システムにあっては、所有権又は使用权）を有すること。
- (4) 新たに調達したもの（システムにあっては、新たに使用するもの）であること。

【主な補助対象機器等の例】

ア 機器

- (ア) 使い捨てプラスチックを削減するシャンプーやハンドソープ等の量り売り用機器
- (イ) 食材や消費期限の短いパンなどを急速冷凍し賞味期限等を延長することで、売れ残りや賞味期限切れなどによる食品ロスを減らすための急速冷凍装置

イ システム

- (ア) 在庫超過や作りすぎた商品を、必要な消費者にお買い得価格などで販売することで食品ロスを減らすためのフードシェアリングサービスのアプリケーション
- (イ) 気象情報などのデータを基にしたAI需要予測により、食品スーパーなどでのパンや牛乳といった日配品等の発注量を最適化することで、期限切れ等による食品廃棄を減らすなど、供給量を最適化するアプリケーション